

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	飯田市

飯田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 飯田市産業経済部農業課
所 在 地 飯田市鼎東鼎 281 番地
電 話 番 号 0265-21-3217
F A X 番 号 0265-52-6181
メールアドレス nousei@city.iida.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

策定：令和 8 年 3 月 23 日付け 7 森推第 1163 号同意

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	飯田市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
ニホンジカ	水稻、豆類、果樹、野菜、ヒノキ、アカマツ、カラマツ	7.50	33,823
ニホンザル	水稻、果樹、野菜	0.11	669
イノシシ	水稻、果樹、野菜、いも類	0.19	318
ツキノワグマ	果樹、ヒノキ、スギ	17.10	53,275
ハクビシン	果樹、野菜、いも類	0.03	307
カラス	豆類、果樹、野菜	0.04	326
計		24.97	88,718
その他獣類(タヌキ、アライグマ、キツネ、アライグマ)	果樹、野菜	0.002	18
その他鳥類(スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、ハト等)	水稻、果樹、野菜	0.19	1,747
合計		25.16	90,483

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・農作物被害としては水稻や野菜に比べて果樹の被害が多く、市内全域で被害が発生している。個体数調整やほ場への電気牧柵、防鳥ネット等の設置の推進、侵入防護柵の整備などを中心とした対策を行っているが、集落付近へ頻繁に出没するサル及びハクビシン、カラスをはじめとする鳥類による被害が特に多い状況である。 ・林業被害については、ニホンジカ及びツキノワグマによる、スギ・ヒノキ

及びカラマツの樹皮剥ぎ被害が続いており、深刻な状況である。様々な対策を講じているが、全体としては被害額の減少に至っていないのが現状である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
ニホンジカ	7.50	33,823	6.70	30,440
ニホンザル	0.11	669	0.09	602
イノシシ	0.19	318	0.17	286
ツキノワグマ	17.10	53,275	15.30	47,947
ハクビシン	0.03	307	0.02	276
カラス	0.04	326	0.03	293
計	24.97	88,718	22.31	79,844

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 猟友会と連携した捕獲 ・ 個体数調整に対する助成 ・ 捕獲檻やわなの購入支援 ・ 鳥獣被害対策実施隊員が狩猟免許を取得した際の支援	・ 鳥獣被害対策実施隊員（猟友会員）の高齢化及び減少による活動縮小
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	・ 鳥獣侵入防止広域柵の管理 ・ 防除柵の設置支援 ・ 電気牧柵の設置支援 ・ 防鳥ネットの設置支援	・ 鳥獣侵入防止広域柵の維持管理 ・ 鳥類への農作物被害対策について防鳥ネットの設置以外、有効な対策がないこと
生息環境管理その他の取組	・ 緩衝帯の整備 ・ GPSを活用したサルの生息域調査 ・ 地域ぐるみでの放任果樹の除去の取組（野生動物への餌付	・ 緩衝帯の維持管理 ・ 農業者以外の住民に対する理解の醸成

	けストップキャンペーン) ・講師を招いての鳥獣被害対策 学習会の開催 ・野生鳥獣追払い花火の講習会	
--	--	--

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・農林業被害をもたらす鳥獣に対しては、今後も積極的な個体数調整を行いつつ、捕獲従事者の確保に向けた鳥獣被害対策実施隊員の狩猟免許取得時の支援や、農業者自身が行う対策の推進として電気牧柵、防除柵、防鳥ネットの設置の支援を行う。また生息環境管理として緩衝帯の整備、地域ぐるみでの放任果樹の除去の取組を行う。
- ・野生鳥獣専門家と連携し、GPSを活用した生息調査に基づく効果的な対策の検討や、地域が一体となった追払い活動などの取組を進めていくとともに、特に農林業被害に加えて人身被害のおそれがあるサルとツキノワグマの目撃情報は、公開型GISによって誰もがインターネット上で閲覧できるよう整備し、被害の防止につなげる。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・既存の体制(猟友会への委託)により捕獲を継続する。平成26年度に「飯田市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、以降毎年、捕獲従事者安全講習受講済みの者を実施隊員に任命している。
- ・捕獲確率を高めるため、大型獣を捕獲する際に射程距離が長く命中精度の高いライフル銃を必要に応じて使用する。このため、銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8	ニホンジカ ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス	・地域の被害実態に合わせて、捕獲檻やわなを導入する。 ・捕獲従事者の確保のために、鳥獣被害対策実施隊員が狩猟免許を取得した際の支援を行う。
令和9	〃	〃
令和10	〃	〃

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ニホンジカ	遠山地域を中心に引き続き捕獲圧を高め、メスジカを中心とした個体数調整を行う。
ニホンザル	市西側地域と遠山地域を捕獲重点地として、捕獲圧を高める。大型捕獲檻を導入できる地域は活用しながら個体数管理を行う。
イノシシ	里山に出没する個体について、積極的に捕獲を行う。
ツキノワグマ	人身被害を発生させるおそれが高い個体に限定して捕獲する。
ハクビシン	果樹・野菜の被害地域を重点に捕獲圧を高める。
カラス	〃
なお、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ及びツキノワグマについては、近年の捕獲実績を踏まえつつ、長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づいた捕獲計画数を設定する。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設

定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
ニホンジカ	1,540 頭	1,540 頭	1,540 頭
ニホンザル	150 頭	150 頭	150 頭
イノシシ	200 頭	200 頭	200 頭
ツキノワグマ	18 頭	9 頭	9 頭
ハクビシン	200 頭	200 頭	200 頭
カラス	100 羽	100 羽	100 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
ニホンジカ	捕獲には主に檻、くくりわなを使用するが、必要に応じて銃器も使用する。
ニホンザル	通年で檻、くくりわな、大型捕獲檻、銃器を使用した捕獲を行う。
イノシシ	捕獲には主に檻・くくりわなを使用するが、必要に応じて銃器も使用する。
ツキノワグマ	緊急性に応じて檻または銃器による捕獲を行う。錯誤捕獲されたツキノワグマは、麻酔をかけ奥山に放獣する。
ハクビシン	檻を使用して捕獲を行う。
カラス	通年で複数個所に設置した捕獲檻を使用した捕獲を行うが、必要に応じて銃器による捕獲も行う。

- (注) １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- ２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・ 捕獲確率を高めるため、大型獣を捕獲する際に射程距離が長く命中精度の高いライフル銃を必要に応じて使用する。このため、銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。 ・ ライフル銃による有害鳥獣捕獲実施時期は、落葉期（晩秋から冬期）を基本とし、原則として隊員による巻き狩り方式で実施する。実施に当たっては安全確保を最優先とする。

- (注) １ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフ

ル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飯田市	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ニホンジカ	ほ場ごとの防除柵、電気牧柵、防鳥ネット設置の推進	ほ場ごとの防除柵、電気牧柵、防鳥ネット設置の推進	ほ場ごとの防除柵、電気牧柵、防鳥ネット設置の推進
ニホンザル			
イノシシ			
ツキノワグマ			
ハクビシン			
カラス			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ニホンジカ	・ 地区鳥獣被害対策協会による侵入防止広域柵の点検、修繕、周辺草刈りの実施	・ 地区鳥獣被害対策協会による侵入防止広域柵の点検、修繕、周辺草刈りの実施	・ 地区鳥獣被害対策協会による侵入防止広域柵の点検、修繕、周辺草刈りの実施
ニホンザル			
イノシシ			
ツキノワグマ			

ハクビシン	・ 野生鳥獣追払い	・ 野生鳥獣追払い	・ 野生鳥獣追払い
カラス	花火講習会の開催	花火講習会の開催	花火講習会の開催

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8	ニホンジカ ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス	・ 緩衝帯の設置 ・ 地域ぐるみでの放任果樹の除去の取組（野生動物への餌付けストップ行動週間の実施） ・ 講師を招いての鳥獣被害対策学習会の開催
令和9	〃	〃
令和10	〃	〃

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

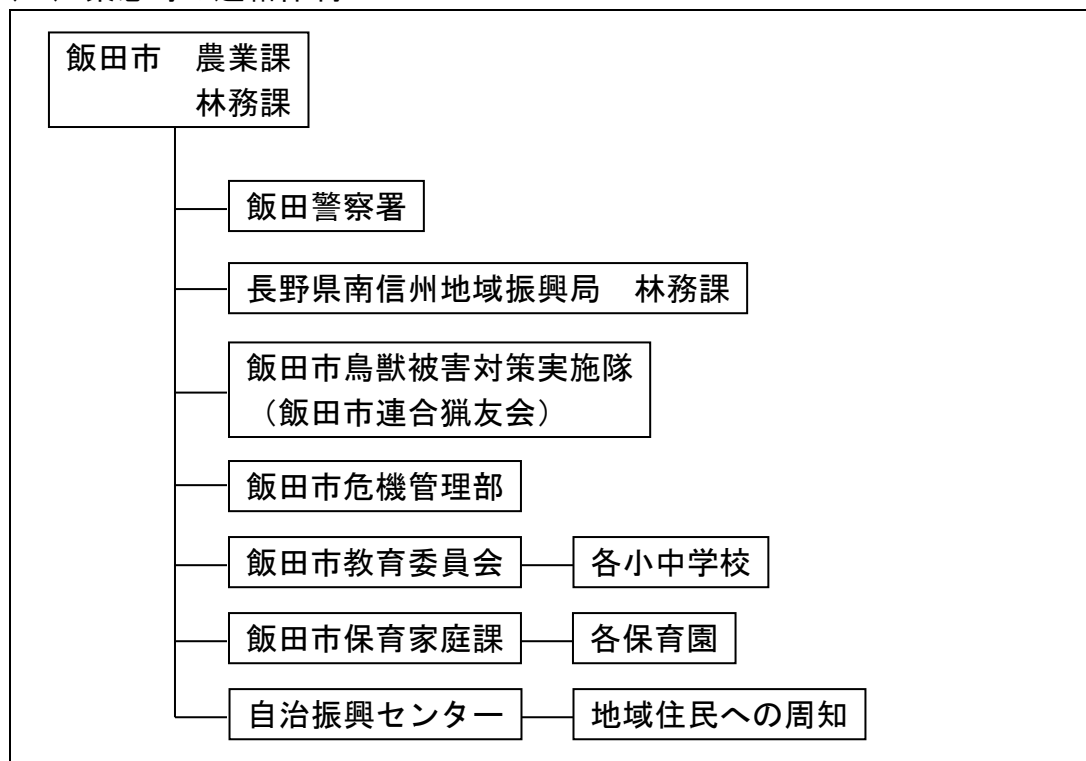
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野県	統括
飯田警察署	地域住民の安全確保
飯田市	地域住民の安全確保、注意・呼びかけ・周知
飯田市鳥獣被害対策実施隊 (飯田市連合猟友会)	対象鳥獣の捕獲及び捕殺

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲した個体は捕獲現場や指定場所等、適切な場所において埋設処分又は自家消費
- ・ 運搬可否、鮮度などの状況に応じて、可能場合は食用肉としての利用
- ・ その他、鳥獣被害対策に係る学術研究に対し、サンプル試料として提供

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・ 食品衛生法等の法令に基づく許可を得た加工処理施設に搬送し、食肉として有効的に利用する。 ・ 特に上村及び南信濃地区での加工が多く、飯田市内外の飲食店に引き続き出荷する。飯伊地区全体はジビエ振興が盛んなため、普及活動を実施しながら、販売量拡大を支援する。
ペットフード	

皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ニホンジカの角を加工し、工芸品として販売する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	飯田市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
飯田市	被害状況の掌握、捕獲実施計画の立案、運営
各地区鳥獣害対策協議会 (16 地域)	対策活動及び猟友会と連携した捕獲体制の構築
みなみ信州農業協同組合	各地区対策協議会(16 地域)の事務局 農業被害の実態把握
下伊那園芸農業協同組合	農業被害の実態把握
飯田市鳥獣被害対策実施隊	地区対策協議会における捕獲体制の整備
飯田市連合猟友会	地区対策協議会における捕獲体制の整備
飯伊森林組合	林業被害の実態把握と個体数調整への助言
鳥獣保護員	野生鳥獣の生態把握と個体数調整への助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
信州大学農学部	・ 野生鳥獣被害対策に関わる調査及び助言

	・ニホンザル被害対策に関わる調査及び助言 ・ツキノワグマの錯誤捕獲時の協力
株式会社サーキットデザイン	・ニホンザル被害対策に関わる調査及び助言 ・ニホンザルの生息調査における技術提供
株式会社 CrowLab	カラスを中心とした鳥類の被害対策に関わる調査及び助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(役職) 実施隊に次に掲げる職を置き、隊員の互選によりこれを定める。 隊長 1人、副隊長 1人 ・隊長は、実施隊の職務を統括し、隊を代表する。 ・副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき、又は隊長が欠けたときはその職務を行う。 (委嘱) 隊員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 網猟免許、わな猟免許、第一種猟銃免許又は第二種猟銃免許を受けた者で、かつ、飯田市連合猟友会の各支部長が推薦するもの (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (活動) (1) 鳥獣の個体数の調整、駆除及び捕獲に関すること。 (2) 鳥獣による被害防止策に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (実施隊員数) 202名
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市内各地区での野生鳥獣追払い花火の講習会や被害対策の研修会など地域ぐるみでの取組についての支援を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止

施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生動物への餌付けストップ行動週間の実施など、広域的な取組を推進するため、近隣町村と情報共有や連携を図る。

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。